高知大学ハラスメント・性暴力等防止委員会規則

（平成16年9月22日
規　則　第402号）

最終改正　令和８年１月24日規則第56号

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則第９条第２項の規定に基づき、高知大学ハラスメント・性暴力等防止委員会（以下「防止委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　防止委員会は、様々なハラスメント・性暴力等の問題についてすべての大学構成員が認識を深め、教育研究の場としての大学にふさわしく、互いに対等平等な関係で、能力を発揮し、コミュニケーションができる快適なキャンパスライフづくりを目指すことを目的とする。

（定義）

第３条　この規則において、「ハラスメント・性暴力等」とは、就労上・修学上の関係を利用してなされる次に掲げるハラスメント・性暴力等の行為をいう。

(1)　セクシュアルハラスメント　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる性的な言動

(2)　妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント　職員又は学生等が職員又は関係者に対して行う、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用又は妊娠若しくは出産を理由とする就労上の環境が害される不適切な言動、関係者が職員に対して行う同様の言動及び職員、学生等又は関係者が学生等に対して行う、妊娠又は出産を理由とする修学上の環境が害される不適切な言動

(3)　パワーハラスメント　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に対して行う高知大学における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上又は修学上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就労上の環境又は修学上の環境が害される不適切な言動及び関係者が職員又は学生等に対して行う同様の言動

(4)　そのほかのハラスメント　前３号に掲げる言動にはあたらないが、職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる言動並びに関係者が職員又は学生等を不快にさせる言動

(5)　性暴力等

イ　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に性交等（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 177 条第１項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること及び関係者が職員又は学生等に性交等をすること並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をして性交等をさせること及び関係者が職員又は学生等をして性交等をさせること（職員、学生等又は関係者から暴行又は脅迫を受けて当該職員、学生等又は関係者に性交等をした場合及び職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

ロ　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者にわいせつな行為をすること及び関係者が職員又は学生等にわいせつな行為をすること並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をしてわいせつな行為をさせること及び関係者が職員又は学生等をしてわいせつな行為をさせること（本号イに掲げるものを除く。）。

ハ　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号。以下この号において「児童ポルノ法」という。）第５条から第８条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第 67 号）第２条から第６条までの罪（職員、学生等又は関係者に係るものに限る。）に当たる行為をすること（本号イ及びロに掲げるものを除く。）及び関係者が職員又は学生等にそのような行為をすること。

ニ　職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に次に掲げる行為（職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって職員、学生等若しくは関係者を著しく羞恥させ、又は職員、学生等若しくは関係者に不安を覚えさせるようなものをすること及び関係者が職員又は学生等にそのような行為をすること並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をしてそのような行為をさせること及び関係者が職員又は学生等をしてそのような行為をさせること（本号イからハまでに掲げるものを除く。）。

①　衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第２条第３項第３号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

② 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

ホ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に対し、性的羞恥心を害する言動であって、職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるものをすること（本号イからニまでに掲げるものを除く。）及び関係者が職員又は学生等に対し、そのような行為をすること。

（任務）

第４条 防止委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) ハラスメント・性暴力等の防止に関する研修・啓発・広報・調査研究

(2) その他人権擁護に関する事項

２ 前項に規定する任務を遂行するため、防止委員会に次に掲げる部会を置く。

(1) 研修・啓発・広報に関する部会

(2) 調査研究に関する部会

（組織）

第５条 委員は学長が指名し、防止委員会は次の委員をもって組織する。

(1) 各学部の教員 各１人

(2) センター連絡調整会議を組織する教員 １人

(3) 保健管理センター教員 １人

(4) 事務系職員 ２人

(5) 医療系職員 １人

(6) その他委員長が必要と認めた者

２ 委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 防止委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

４ 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

５ 委員長は、必要がある場合は、防止委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

（議事）

第６条 防止委員会は､委員の２分の１以上が出席しなければ議事を開くことができない。

２ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

（事務）

第7条　防止委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、高知大学倫理・人権・苦情処理委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年9月22日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附　則（平成18年7月5日規則第15号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附　則（平成22年3月31日規則第83号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成25年1月23日規則第59号）

この規則は、平成25年1月23日から施行する。

附　則（平成28年12月14日規則第35号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附　則（令和3年1月31日規則第28号）

この規則は、令和3年1月31日から施行する。

附　則（令和6年7月1日規則第18号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附　則（令和7年2月15日規則第63号）

この規則は、令和7年2月15日から施行する。

附　則（令和8年1月24日規則第56号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。